

北方領土（62・2・21）

田畠茂二郎（昭六文甲）

唯今ご紹介頂きました田畠でございます。先達で西岡先生から「この会でなにか話をしないか」ということでしたが、私自身の専門の話ではみなさんにあまりご興味がないんじやないかと思いましたので、専門にまったく関係がないわけでもありませんが、前にすこし調べたことがありますので、北方領土の問題について、お話をさせて頂くことにいたしました。この問題は非常に重要で、みなさんもおそらく深い関心をもつておられると思います。私の話がなにほどか参考になれば幸いでございます。

ところで、北方領土、あるいは北方領土問題というふうにいわれておりますが、北方領土というのは、具体的にどこをさすか。ここに図面がありますが、北海道の東北に向って国後（クナシリ）・択捉（エトロフ）があります。ここを南千島といつております。その北のウルップからずうつとカムチャツカの方に並んでいるのが、北千島といわれております。現在北方領土といつて

おりますのは、南千島の択捉と国後、それに色丹（シコタン）、歯舞（ハボマイ）も入るわけです。後で申しますように、色丹、歯舞は、択捉、国後とは歴史的にも又行政的にも、かなり違った取りがなされていたところであります。現在ソビエトがここを全部占領しており、これを返してもらいたいということから、この四つ、択捉・国後・色丹・歯舞を北方領土というふうにいつておるわけです。この北方領土の返還は国民の悲願になつておるわけですが、いろいろな問題が絡みあつており、やや複雑です。これまでの経緯などについて若干お話しいたしました上で、さて、この問題について一体どうしたらいいか、なかなか難しいですが、それを考える上での若干の問題点を私なりに申し上げたいと思います。

最初にお手元に差上げました資料にお目通し願いたいのですが、まずカイロ宣言、これは、一九四三年一一月二七日、戦争も峠を越し日本の敗北がはつきりしてきた状況を背景にいたしまして、ルーズベルト、蒋介石、チャーチルという英米中三国の代表がカイロに集まり、日本の領土処分について話し合つた結果、作られたものであります。この中でまず注目されますのは、「同盟国は、自國のためには利得も求めず、また領土拡張の念も有しない」として領土不拡大の原則を冒頭でうたつていることです。ただし、日本が一九一四年の第一次大戦後に「奪取しましたは占領した太平洋におけるすべての島を日本国からはく奪する」また、「満洲、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還させる」としております、さらに、

それにつづいて、「日本国は、また、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される」としております。そのほか、三大国は、「やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」というふうに、朝鮮の問題にもふれております。

そういうわけで、カイロ宣言は、過去において日本が外国から奪ったところ、具体的には満洲とか台湾、澎湖島とかであります。日本が暴力や強欲によつて奪つたところは返さなければならぬが、それ以外は、一般に領土不拡大原則が適用されるとしているわけです。この点が後で北方領土問題について考える場合に非常に大きくかかわつてくるのでありますので、最初にまことにご注意願いたいと思います。

次にポツダム宣言ですが、これは一九四五年七月二十六日に合衆国と中国とイギリスとの間において作られたものであります。日本に対する降服条件を内容とした文書でございます。ソビエトは、ポツダム宣言が作られた段階ではこれに加つていませんでしたが、広島に原爆が投下された直後に日本に対して参戦しました関係から、それ以後はソビエトも、ポツダム宣言の当事国になり、ポツダム宣言によつてしまられるという関係になつたということができるわけです。

この宣言で、領土問題について重要なのは八項のところで、そこでは、「カイロ宣言の条項は、履行せらるべき、又日本国は本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」というふうになつております。ここにカイロ宣言が出てくるわけです。カイロ宣言

は、前にみましたように英米中の三国の間で作られたものですが、ソビエトもポツダム宣言の当事者になつた関係から、領土処分に關係してカイロ宣言を無視することはできない立場に立つたといふことがいえるのです。

ところで、いま一つは、日本国との平和条約ですが、この第二章のところが領域に關係するわけでありまして、その中の第二条Cのところで、「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」ということが規定されております。「権利、権原及び請求権」という表現は、平和条約などでよく使われますが、要するに領域権を放棄することです。

ところで、平和条約が出ましたので、ちょっと余分なことを申し上げて恐縮ですが、第三条のところをちょっと見て頂きたいと思います。ここは沖縄、小笠原諸島について規定したところであります。ここでは合衆国が信託統治の下におくことを国際連合に提案した場合、日本は同意しなければならないということが書いてあるわけですが、それにつづいて、日本の訳文によりますと、「このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部行使する権利を有するものとする」ということになつております。皆さんのような三高出身の秀才でなくとも、これはおか

しいとだれでも思ふんじやないでしょか。「一部」は必ず「全部」の中に入るわけで、「全部及び一部」という表現は論理的にありえないはずです。原文は“all and any rights”で、「すべてのかついがなる権利」と訳すべきなんですね。何でもアメリカがやれるといつよつた印象を与えるとまことに思つて、「全部及び一部」という変な訳になつたんでしょか。ちょっと余分なことを申し上げました。

歴史的な経緯を申し上げますと、千島列島の先住民はアイヌ人とか、あるいはクリール人とかいわれておりますて、そこにはもともとロシア人は住んでいなかつたわけです。しかし、幕末になりますと、千島、殊に北の方にロシア人が次第にやつて来るようになり、また、日本の方も南千島の方に段々進出して行くという状況が出てきたわけです。そういう関係から、日露の間で千

島の領土関係を明確する必要が生じてきた。それと同時に、樺太の方におきましても、ロシア人が入ってくる、また、日本人も段々そこへ入っていくということで、やはり領域をはつきりさせが必要が出ておりました。そういう関係で、安政元年（一八五五年）二月七日ですが、日本とロシアの間において、領域を明確にするために日露通商友好条約というものが作られました。そして、この条約によりまして、千島については、「今より後日本国と露西亞国との境「エトロップ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロップ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方は「クリール」諸島は露西亞に属す」というふうに、日本とロシアとの境界線がはつきりと決められました。そして、樺太の方は、千島のように、こつからこというふうにはつきり分けることができなかつたものでありますから、『カラフト島に至りては日本と魯西亞国との間に於いて界を分たす是迄仕來の通たるべし』と、従来通り、ロシア人も日本人も一緒に住むといふ、いわば共同領有のかたちになつたわけです。

ところが、その後、次第に樺太の方にロシアの勢力が伸びてくるようになり、また、樺太に日本人とロシア人とが一緒にいるということからいろいろとトラブルも生じるようになつてしまりました。それで、樺太においても、領域をはつきり決める必要があるということになりました、その後いろいろと交渉がありまして、明治八年、一八七五年に、樺太千島交換条約というのが作られることになつたわけです。これはどういうのかと申しますと、樺太は全部ロシア領と認める。

その代りに、安政元年の日露通商友好条約でロシア領と定めていた所の北千島を日本領とすると
いうのであります。それで北千島を含めて千島全域が日本の領域になることになったわけです。
しかし、その代りに、樺太を全部ロシアが領有するということになつたのであって、日本が強引
に北千島をとつたわけではありません。その後、樺太につきましては、みなさんが承知のように、
明治三七、八年の日露戦争で日本が勝つた結果、ポーツマス条約によつて、南樺太が日本に割譲
されるということになりました。

ところで、さきほど來、千島といふうに申してきたわけですが、いわゆる北方領土といふ場
合には、択捉、国後その他に色丹、歯舞といふものも含まれるかたちになつております。これは、
戦争中にソビエトが参戦すると同時に千島に入つてきて、択捉、国後のほかに色丹、歯舞も占領
して領土に編入してしまつたという経緯があるからです。

ところで、択捉、国後が千島の一部であることははつきりしているわけですが、しかし、歯舞
や色丹が千島の中に入るかどうかという点です。これまでの制度上からいたしまして、択捉、国
後と歯舞、色丹を一緒にするのは実はおかしいのではないかと思うんです。と申しますのは、明
治二年、一八六九年でございますが、北海道に、行政区画といたしまして、国郡というものが設
置されましたときに、色丹島は歯舞諸島と同じように、根室の國に属するとして、千島國に属す
る国後島や択捉島とは区別されておりました。もつとも、明治十七年になりまして、北海道厅は、

占守島のアイヌ人をこの島に強制移住させた時点で、色丹島を千島国に編入して、以後千島列島の島に数えるという取扱いをしております。また、更に昭和九年に北海道庁から千島概況という書物が出ておるんですが、これを見ると、南部千島に属するものといたしまして国後、択捉、色丹の三つの島というふうにいつてるんですね、そういう点で、北海道庁ではどうもその後色丹については千島に属するかのよ、うな扱いをしたという事実はあるのであります。しかし、前にみたような歴史的経過があるわけで、サンフランシスコ会議のときに、吉田首相は、歯舞、色丹は北海道の一部であるということをはつきり申しのべ、千島には含まれないという主張をいたしました。サンフランシスコ会議の前に日本政府がアメリカ政府に働きかけたこともあって、アメリカの代表もそれをセカンドしたような発言をしております。したがつて、北方領土といつて、択捉、國後と、歯舞、色丹とが同じ地位にあるかのよ、うな印象を一般にもたれているかと思いますが、歴史的には取扱いが違つておるということを、ちょっとご注意願いたいと思います。

以上のようにみてまいりますと、少くとも千島や歯舞、色丹に関しては、日本は歴史的にみて暴力や強欲で領土にしたものでないことは明らかであります。安政元年の日露通商友好条約でも、明治八年の樺太千島交換条約でも、ともに話合いの上で行なわれたわけで、暴力、強欲によるものとはいえない。したがつて、カイロ宣言の領土不拡大原則からするならば、ソビエトが千島を領有するのはけしからんということになるわけです。私もそう思つておりますが、この点につい

て最終的な結論を出す前にソビエトが千島を領有するに至った前後の事情などをいま少しみてみたいと思います。

ご承知のように、ソビエトは参戦するとすぐに千島を占領し、領土に編入したわけで、ソビエトはけしからんということになるわけですが、これにつきましては、率直に申しまして、英米にも若干の責任があると思うのです。と申しますのは、戦争が終わる年の一九四五年の二月に、クリミヤ半島のヤルタにおきましていわゆるヤルタ会談が行われました。ヤルタ会談では主としてヨーロッパ問題を中心に議論されたわけとして、スターリンとルーズベルトとチャーチルの三巨头が集りまして、すでに峠を越したヨーロッパの戦況を背景として、ヨーロッパにおける戦後処理について話し合いが行われました。このときに、日本関係についても話し合われ、秘密協定が締結されました。その当時はまだ、アメリカは関東軍というのの大変強いという印象をもつておったようですね。それで、前から、ソビエトに対して日本を開戦してくれないかという申し入れをし、そのためには一定の代償を与えるというような話合を続けていたようですが、二月十一日にさきほどの秘密協定、これは国務省がその後一九四六年二月に発表いたしましたから秘密協定ではなくなつたわけですが、日本関係に関する取決めが行われることになりました。それによりますと、「三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及びグレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降服し、かつ、歐州における戦争が終了した後一箇月又は三箇

月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべき」とを協定した」といたしまして、その交換条件として、たとえば、「外蒙古（蒙古人民共和国）の現状が維持されること」とか、「大連港が国際化され、同港におけるソヴィエトの優先的権利が擁護される」とか、いろいろ規定しております。その中でとくに重要なのは、「一九〇四年の日本国との背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利は次のとおり回復されること」として、「樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソヴィエト連邦に返還されること」とするとともに、別に千島に関しまして、「千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること」というふうに規定しています。つまり、ドイツが降伏した後二カ月または三カ月以内に、日本に対しても戦争すれば、そのためのいわば交換条件として、樺太の南部、南樺太はソビエト連邦に返還させる。さらに、それと併せて、千島列島をソビエト連邦に引き渡すというのであります。ここで注目されることは、南樺太については「返還」という言葉が用いられているのに対し、千島の場合は「引き渡す」といつていること。その取扱いが違うわけですね。南樺太は日本が背信的な行為によって奪ったのだから、それを現状回復するという意味で、「返還」という言葉が使われたのだと思います。それに対して、千島の場合には、ソビエト連邦に「引き渡す」というのであって、「返還」じゃなしに「引き渡す」という言葉が用いられています。要するに、南樺太の場合は、もともとロシア領であったところを日本が日露戦争で奪つたのだから返させる、しかし、千島はそうでなくて、も

ともと日本国領土であるという前提に立つて、ソビエトが日本に戦争すれば、そのときには千島をあげますよというのであります。あの当時ルーズベルトは、もう死ぬ直前で、だいぶ頭もやられていたんじやないかともいわれてゐるのですが、日本をやつつけるためにはどうしてもソビエトに参戦してもらわなければならないという一念で、それでソビエトのいいなりになつた面もあるようです。いずれにいたしましても、このヤルタ協定が問題で、今日の千島問題、北方領土問題が起ころる根源になつてゐるといふことがいえるわけです。

ところで、そういう状況の中で、ご承知のように、一九五一年九月八日に平和条約が署名され、一九五二年四月二八日に発効することになるわけですが、この平和条約で、さきほど申しましたように、日本は、「千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」ということになつたわけです。

日本との平和条約を作る段階で、アメリカはややジレンマに立つた面があつた。と申しますのは、アメリカとしては、一九四五年二月に作ったヤルタ協定を頭から無視するわけにはいかない。しかし、同時に、すでにこの段階では米ソの間の冷戦が始まろうとしている状況ですから、千島をヤルタ協定でいつていて、ソビエトに引き渡すというところへ踏み切ることもできにくく事情が出てきていたわけです。ヤルタ協定を無視できないが、しかし、同時にソビエトに千島

を渡したくないということで工夫した結果といたしまして、名宛なしで千島について日本の権利、
権原及び請求権を放棄させるということにしたわけです。この点について、アメリカの全権のダ
レスは、演説の中でこういうふうにのべております。「若干の連合国は第二条はポツダム条項に
従つて単に日本国の主権の境界を定めるばかりでなく旧日本国領土の一いつつの最終的処分を明
確に規定すべきであると提案しました。こうすれば領土の処分は明らかにもつと整然としたもの
になつたでしよう。然しながら、この提案は、現在一致した回答の得られない色々の問題をひき
起したことでしよう。私達はポツダム降伏条項に基づいて講和を日本に与えるか、然らずんば日
本があきらかに放棄を覚悟しており、かつ放棄することを要求されているものを如何に処分すべ
きかについて、連合国が争っている間、日本に講和を拒否しなければなりませんでした。賢明な
道は、この条約以外の国際的解決策に訴えることによつて疑点の解決を将来に残して、日本に
関する限りは今進むことであることは明らかでありました」というのであります。要するに、千
島をですね。はつきりとソビエトのために放棄し、ソビエト領土にするということについては、
連合国側で議論があるわけで、これがはつきりしないかぎり平和条約を締結しないと、いつまで
も延びることとなる、つまり、日本の占領時代がずっと続くことになる。それでは困るから、領
土の最終的処分はこの条約以外の国際的解決策に委ねるかたちで、平和条約を締結しようという
のであります。その方法として、千島がどの国に属するかというような問題については、これは

将来の解決に委ねるというのです。したがつて、アメリカといたしましては、ヤルタ協定を無視できないが、しかし平和条約によつて千島がソビエト領になつたというふうにはみていないわけです。

しかし、いざれにいたしましても、日本は千島を放棄したわけですが、この千島とはどの範囲をさすか、ということが現在議論になつてゐるわけです。そして、ここでいう千島には択捉、国後両島は含まれていないというのが、北方領土問題における日本の政府の主張なんですが、それでは、この点サンフランシスコ会議のときはどうだつたのか。これにつきまして、アメリカの代表は、演説の中でこういうことをいつております、「千島列島という地理的名称が、歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないというのが合衆国側の見解であります。」つまり、歯舞は千島じやない、千島に入つていないとすることをはつきりアメリカはここで明言してゐるんですね。ということは、逆にいうならば、択捉、国後、これは千島の中に入ることになるわけです。

それから日本の全権の吉田首相ですが、吉田首相も演説の中で「日本開国当時、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアもなんら異議を挿まなかつた」というふうな歴史的経緯は話したわけですが、しかし、千島の中にそれが入らんということはいつてないんですね、それに関連して、「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終

戦當時たまたま日本兵営が存在したためにソ連に占領されたままあります。」とものべておられます。

以上の点からみますと、まず、平和条約で日本が放棄した千島の中に、歯舞、色丹が入つてないという点については、これははつきりしているといえるんじやないかと思うのですが、択捉、国後が千島に入つていないとということははつきりされていなかつたわけです。

その後、鳩山内閣になりまして、日ソ交渉がはじまりますが、大変な難交渉だつたようです。最初外務次官をされたこともある松本俊一氏が全権で、その全権の隨員としてぼくの友人の外務省の高官も参加しましたが、非常な難交渉で、最後の段階では首相が行かなくてはだめだということで、足の不自由な鳩山首相がモスクワまで行かれることになります。そこでいちばんもめたのは、やはり領土問題でした。そして、鳩山さんが頑張りましたし、ついに一九五六年の一〇月一九日に日ソ共同宣言が締結されることになり、これによつて日本とソビエトが正式に平和を回復するということになりました。このときに、領土問題については、いろいろ議論があつた末、歯舞および色丹だけについて、「ソビエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国利益を考慮して、」要望にこたえというのはいかにも恩きせがましい表現ですがとにかく、「日本国の要望にこたえかつ日本国利益を考慮して、歯舞諸島及び色丹島を日本国に引き渡す事に同意する」ということが規定されました。ただしすぐにとってるのでなく、「日本国とソビエ

ト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする」というのです。つまり、歯舞、色丹を日本に引き渡すことには同意するが、実際に引き渡すのは平和条約が締結されたときですよというのがその内容です。平和条約ということになりますと、日本とソビエトの領土の範囲をはつきりさせなくてはいけないわけで、そうなると、択捉、国後をソビエトの領土であると認めなければ、平和条約は締結されないおそれがある。ここにジレンマがあるわけですが、とにかく、日ソ共同宣言で、歯舞、色丹については一応平和条約の締結を条件にしておりますが、日本に引き渡すことに同意することになつたわけであります。もつとも、その後日米安保条約の改訂が行われ、それで日本とアメリカの関係がより緊密になつたということで、ソビエトが声明を出しまして、歯舞、色丹を平和条約が締結されたならば返すということをいつたけれども、日本のその後の態度が好ましくないから、引き渡しは認めないというようなことをいいだしたことがありまして、歯舞・色丹といえども、返還は難しい面がないとはいえないません。

このような状況の中で、それでは、北方領土問題については、どのように考えたらいいかということですが、この点を考える場合、まず問題になりますは、日本がサンフランシスコ会議で署名した平和条約の中で、千島を放棄するとしていることです。これについて、日本政府は、千島を放棄したといつても、あれは北千島だけなんで、南千島は入っていないんだということを、ず

つとその後主張してきておるのでですが、果してこの主張で貫き通せるかどうか。政府としては、南千島は歴史的に日本と密接な関係にあつた固有の領土であつて、サンフランシスコ会議でも日本は放棄をしていないというわけで、その一つの根拠をいたしまして、前にあげた明治八年の樺太千島交換条約をもちだし、あの条約では千島、つまり「クリル」群島として、北千島が示されているというのですが、しかし、あのときに「クリル」群島として北千島が示されたのは、北千島と樺太との交換ということが条約の対象となつていたからです。したがつて、樺太千島交換条約の文言を基礎に、「クリル」群島すなわち千島は北千島だけをさすのだというのは、ちょっと難しい議論じやないかと思うわけです。そればかりではないのでありますて、前に申しましたように、サンフランシスコ会議のときに、アメリカのダレス全権は、歯舞諸島が日本の領土である北海道の一部であつて、平和条約にいう千島に入らないということを申しましたが、これは逆にいうならば、歯舞、色丹以外のところは平和条約の第二条でいう千島に入るということになるわけです。平和条約について交渉があつた段階で、日本側からアメリカやイギリスに対しまして、なんとか南千島だけは日本領に残してもらいたいということを話したのは事実なようです。しかし、サンフランシスコ会議のときに、吉田首相は、前にもみましたように、歯舞・色丹は日本の領土である北海道の一部であつて、ここをソビエトが占領しているといつていますが、その場合、南千島が平和条約にいう千島に入つてないんだということはいつていないです。さらにそれば

かりでないのでありまして、サンフランシスコ会議の後開かれた国会で、平和条約の審議が行われたときに、西村条約局長が、衆議院の答弁の中で、条約でいうところの千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております、ということをはつきりいつてるんですね。もつとも南千島と北千島は歴史的に全く立場が違うことは、すでにサンフランシスコ会議で吉田全権がのべており、この見解は日本は今日も堅持しているところでございますということも付け加えていますが。また、参議院で草葉政務次官も、「国後、択捉という一連のそれから以北の島は、クリール・アイランドとして全体を見て行くべきものではないか、かようと考えております」、というふうに答えてるんですね。

このように、平和条約が締結された当時は、国後、択捉が千島の範囲に入るということは認めていたのですが、その後、択捉、国後は千島に入つてないということをいい出すようになつてきました。そして、アメリカも日本援護の方向に次第に傾むくようになりますて、一九五六年、平和条約が発効してから四年ほどたつてからでありますと、米国政府が次のよだな覚書を出しました。つまり、「米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部を成してきたものであり、かつ、正當に日本國の主権下にあるものとして認めなければならないものであるとの結論に達した」というのであります。それにつづいて、「米国は、このことにソ連邦が同意するならば、極東にお

ける緊張の緩和に、積極的に寄与することになるであろうと考えるものである」というふうにしています。

このように、最近はアメリカも日本の北方領土を支持する態度をみせてきていますが、前にみたサンフランシスコ平和条約締結のさいの事情からみまして、択捉、国後は放棄していないといふことはかなり難しいと思うわけです。それでは、ソビエトが千島を領有しているのは、やむをえないといわなければならないかどうか、この点、ソビエトの側にも、国際法といいますか、国際道義の上から見て、やはり問題があると思うのです。と申しますのは、前にみましたよう、ポツダム宣言の第八項では、カイロ宣言の条項は履行されるべくということになつておりますが、カイロ宣言では、前に申しましたように、領土不拡大原則が謳われているわけです。カイロ宣言は米英中三国の首脳者が集つて作ったもので、ソビエトは加わっておりませんが、しかし、ソビエトはその後日本に対して参戦し、ポツダム宣言に拘束される立場にたつております。そのポツダム宣言でカイロ宣言の履行がうたわれているのですから、カイロ宣言のいう領土不拡大の原則にはソビエトもしたがわなければならないわけです。もつとも、前に申しましたように、カイロ宣言でも、暴力や強欲によつて日本が取つたところからは日本を駆逐するといつていますが、千島を日本が暴力や強欲で取つたといえるかどうか。南樺太の場合には、日露戦争という戦争によつて取つたものですから、暴力で取つたといわれても仕方はないと思うのです。しかし、千島はそ

うではありません。

だいぶ前になりますが、平和条約ができて間もなく領土問題がやかましくなった頃、中央公論に「領土問題は冷静に考えよ、」という論文を書いたことがあります。その中で、南樺太は日露戦争で取つたところであるから、暴力で取つたといわれてもしかたがないと書きましたところ、南樺太だって暴力で取つたのではない、ポーツマス条約というちゃんとした条約で日本が領有したのだから、暴力で取つたというのはけしからんという投書をもらつたことがあります。戦争に勝つて取つたところですから、南樺太は暴力で取つたといわれても仕方がない。しかし千島の場合は、日本が暴力や強欲で取つたのではありません。千島が日本の領土になつた経過についてはじめて述べましたが、安政元年の日露通商友好条約にしても、明治八年の樺太千島交換条約にしても、それぞれの利害を調節した上で領土取り決めをしたわけで、日本の側に暴力や強欲があつたということはいえないと思うのです。したがつて、ソビエトが千島を領有しているのは、カイロ宣言の領土不拡大原則を真向から否定するものであつて、その点ソビエト側にも問題があるわけです。

このようにみてまいりますと、双方いずれにも問題があるわけで、やはり双方の話し合いで解決すべきものだと思います。ソビエトは解決すみだといつておりますが、カイロ宣言からみてそう強いことはいえないはずです。日本も平和条約で放棄したことになつておりますが、しかし、

放棄したといつても名宛なしの放棄でありまして、これは最終的には話し合いで決めるという含みを残していたとみることができるわけです。どちらも五分五分だから、眞中を取つて南千島をソビエトが日本に返す。平和条約で放棄した千島の中には南千島は入らないという難しい理屈でなしに、どちらにも問題があるのでから、このさい眞中を取つて南だけ返すというのも、一つの方向ではないかと思うんですね。

しかし、その場合、前にも申しましたが、歯舞、色丹は、南千島と取り扱いが少し違つてもよいと思います。歯舞、色丹はもともと北海道の一部としての取扱いをうけていたところでありますて、あそこが平和条約でいう千島に属していないということは、平和条約を審議したときにもはつきりしていたと思うのです。だから、あそこは日本は放棄していないと、日本は堂々と主張すべきだと思います。

歯舞、色丹については、前に申しましたように、ソビエトも日ソ共同宣言の中で平和条約が締結された場合には、日本に返すと約束していたわけです。一九六〇年の安保条約改定のさい、日本とアメリカとの軍事的なつながりが強化されたことを理由に、それを変更するような態度を見せたことがありまして、ソビエトとしては、歯舞、色丹を日本に返した場合、あそこがアメリカの軍事基地になることを非常に警戒しているわけですね。したがつて、日本に返すことを求める交渉が将来かりに可能になるとしても、当然そこを非武装化するという問題が出てくると思いま

す。

私はソビエトもこれから日本国民との長い友好を望むならば、カイロ宣言で領土不拡大原則をうたつてあることもあるわけですから、歙舞、色丹は当然のこと、南千島も日本に返すという一大決心をしたらどうかと思うのですが、いまのところ仲々難しい。それならば、まず歙舞、色丹だけの返還を求めるというのはどうか、という考え方があります。三高出身ですが、竹岡勝美という防衛庁の要職を勤めておられた方、この方は日本の軍事大国化を非常に警戒する文章を宇都宮徳馬さんが出しておられる「軍縮」という雑誌にしばしば寄稿されておりますが、この雑誌の昭和六〇年の六月号に北方問題について書かれて、次善の策ではあるが、非軍事化を条件に歙舞、色丹だけの返還を求めるという提案をされておりました。これも一つの考え方だと思つわけです。しかし、このよつた提案は、結局採択、国後の放棄につながるということで、外務省はこうした提案には非常に神経をとがらせているようです。いずれにいたしましても、北方領土問題はいろいろと複雑な面があり、それに国際政治軍事情勢と微妙にからみ、いますぐ解決するといふことはなかなか難しいと思いますが、しかし、だからといって日本がなにもいわないでそのまま黙っているというのも問題で、なにもいわないとしますと、黙認したととられるおそれもないわけではありません。国際法で時効が認められるかどうかについては議論がありますが、過去の領土の帰属に関する裁判例をみても、長い間放置していると黙認したとみられるおそれもあります。

す。そういうわけで、日本領である竹島を韓国が占拠しているのについても、日本は絶えず日本領であることを韓国に申し入れています。だから、北方領土問題についても、日本として機会ある毎に日本の立場をソビエトに伝えるということが必要だと思います。しかし、それと同時に、話を難しくしている一つの原因是、日本が米国との間の軍事的なつながりを強化し、日本自身も次第に軍事大国になりつつあるということであって、ソビエト側が不当だとばかりはいえない面もあると思います。その辺のところを十分頭におきながら、日本として、筋の立った対応をこれからもしていく、また、そのためにはお互いの理解を深めていくことができるような両国の友好関係を作るようにする、そういったことが非常に大切だと思います。

なんかまとまらない、尻切れとんぼみたいな話になりましたが、私の話はこれで終らせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。

(京都大学名誉教授)